

報告事項ウ

鳥取県営米子屋内プールの指定管理候補者の選定について

鳥取県営米子屋内プールの指定管理候補者の選定について、別紙のとおり報告します。

平成26年1月17日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

## 鳥取県営米子屋内プールの指定管理候補者の選定について

鳥取県営米子屋内プールの指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者(指名指定)

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（1年間）

3 委託料の額 45,940,000円

### 4 審査委員

氏 名	所 属 等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

### 5 審査結果

#### (1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	60

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	30

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	60	49.0
選定基準3	20	16.8
選定基準4	30	24.8
合計	110	90.6

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・障がい者への配慮がなされており、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・ライフセービングの資格取得や職員個人の安全管理意識を高める取組など安全管理の対応が適切になされており、高く評価された。
- ・利用者からの意見を要望や苦情などの区分ごとに色分けしたカードを使って職員に周知するなど利用者満足度の向上に工夫がなされており、高く評価された。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・プール閉館時においても職員の効果的な活用が図られるよう工夫がなされており、高く評価された。
- ・プール閉館時におけるトレーニングホール等の清掃を外部委託ではなく職員が実施するなど経費の節減に努めており、高く評価された。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・人材育成として、競技力向上以外の資格取得に取り組むこと。
- ・今後も資格を活かした施設運営に取り組むこと。

○その他

- ・積極的な施設運営で利用者が増加傾向にあり、高く評価された。
- ・水泳教室以外の教室について、子どもやジュニア向けが多いので、成人や高齢者向けの企画を増やすよう取り組むこと。
- ・プール閉館時に水泳教室を米子市営東山水泳場で実施することから、移動手段のない障がい者・高齢者が、トレーニングホールを活用した教室等による継続的な運動・体力づくりが行えるよう取り組むこと。

## 6 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日

○開館時間：〈プール〉午前10時から午後8時  
〈トレーニングホール〉

午前9時から午後9時（現行は午前10時から午後9時）

夏季（7～9月）午前9時から午後9時

○休館日：毎週水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

学校の夏休み期間（7月20日～8月末頃）は休館しない。

### (2) 利用料金・減免

○利用料金は、現行どおりとする。

○減免基準は、現行どおりとし、プール利用料金について第2期に導入した小学生未満及び障がい者の介護者を2人目まで（従来は1人）の無料を継続する。

### (3) 利用促進のための取組み

○子ども達がトップアスリートに触れることにより、夢や感動を与えられる機会を提供する。

○障がい者や高齢者を対象としたスポーツ教室を開催するなど、障がい者や高齢者が気軽に楽しめる管理運営を行う。

### (4) 経費削減のための取組み

○利用者の増加を図るため、関係団体等に直接出向く等の積極的な営業活動を行う。

○トレーニングホールを使用してのスポーツ教室を拡充する。

○プール棟の耐震改修工事期間中の水泳教室は、米子市営東山水泳場で実施する。

○利用者にも可能な限り経費節減への理解と協力を求める。

○改修工事期間中のトレーニングホール等の清掃は、業者委託せず職員が実施し、経費節減を行う。